

議案第 4 5 号

市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

(市川市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 市川市行政組織条例(昭和 4 9 年条例第 3 9 号)の一部を次のように
改正する。

第 2 条の表危機管理室の項の次に次のように加える。

経営改革室

(1) 経営改革を進める公の施設の民営化等に関する事項

第 2 条の表企画部の項第 3 号中「行政管理」の次に「及び行財政改革」を
加え、同項第 4 号中「広報」の次に「並びに市民参加」を加え、同項第 5 号
を次のように改める。

(5) 情報施策に関する事項

第 2 条の表財政部の項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加
える。

(2) 財産管理に関する事項

(3) 契約に関する事項

第2条の表財政部の項に次の1号を加える。

(5) 工事等の検査に関する事項

第2条の表管財部の項及び情報政策部の項を削り、同表市民部の項第3号中「地域振興」の次に「及び市民活動」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 国民年金に関する事項

第2条の表福祉部の項第4号を削り、同表街づくり部の項に次の1号を加える。

(6) 工事等の設計及び監理に関する事項

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(以下「委員会」という。)」を削る。

第7条中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第10条中「別に委員会が」を「教育委員会規則（保育料に関し必要な事項は、規則）で」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前に第2条の規定による改正前の市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の規定により教育委員会がした保育料の納付又は減額若しくは免除に関する処分は、同条の規定による改正後の同条例の規定により市長がした保育料の納付又は減額若しくは免除に関する処分とみなす。

(市川市入札監視委員会条例の一部改正)

3 市川市入札監視委員会条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように

改正する。

第 8 条中「管財部」を「財政部」に改める。

(市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の一部改正)

4 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例（平成 16 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 10 項中「企画部」を「市民部」に改める。

理 由

行財政改革の取組みとして、公の施設の経営改革を進めていくとともに、効率的かつ機能的に事務を執行するため、行政組織を改めるほか、幼稚園保育料に関する事務の移管を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。